

森町告示第58号

森町補助金等交付規則（昭和42年森町規則第3号）第22条の規定に基づき、森町木造住宅除却助成事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

森町長 太 田 康 雄

森町木造住宅除却助成事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 町長は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害及び土砂災害等による被害を防止するため、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱（平成18年4月3日付け住安第2号静岡県都市住宅部長通知）に基づき木造住宅除却助成事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、森町補助金等交付規則（昭和42年森町規則第3号）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 木造住宅除却助成事業 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅又は同日において工事中であった木造住宅に対し、次のいずれにも該当する者が行う除却事業をいう。
 - ア 森町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成14年森町告示第108号）に基づく補助金の交付を受けていない者
 - イ 森町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱（令和3年森町告示第51号）に基づく補助金の交付を受けていない者
- （2） 木造住宅 木造軸組工法で建築され、個人が所有する住宅のうち、耐震診断の評点が1.0未満のもの又は補助事業者が自ら国土交通省住宅局監修の誰でもできるわが家の耐震診断を実施した結果の評点の合計が9点以下のものをいう。
- （3） 除却事業 木造住宅の全てを除却し、耐震性のある建築物へ住み替える事

業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 対象住宅を所有する者
 - (2) 所有者の承諾を得て木造住宅除却助成事業を行う者
- (補助の対象及び補助金の額)

第4条 補助の対象は、木造住宅除却助成事業に要する経費（公共工事等の施行に伴う移転費用補償等を受ける場合は、当該金額を木造住宅除却助成事業に要する経費から差し引いた額）とし、補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助対象経費が消費税法（昭和63年法律第108号）第3章の規定による仕入れに係る消費税額の控除の対象となる場合は、別表に定めるところにより算出した額から当該控除の対象となる消費税及び地方消費税の額を控除した額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 除却事業に要する経費の見積書の写し
- (3) 木造住宅の建築年次を証明する書類
- (4) 木造住宅の所有者を証明する書類
- (5) 所有者の承諾書（所有者以外の申請の場合）
- (6) 付近見取図
- (7) 耐震診断結果報告書等の写し又は誰でもできるわが家の耐震診断の結果書の写し
- (8) 除却事業に係る木造住宅の配置図及び各階平面図
- (9) 木造住宅の外部2方向程度の写真
- (10) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 補助金の交付決定の通知は、補助金の交付について（決定）（様式第3号）によるものとする。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 事業の着手は、補助金の交付決定通知後としなければならないこと。
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する適正な分別解体、再資源化等を実施しなければならないこと。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときには、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により更地となった土地については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な活用を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更の承認申請)

第8条 変更の承認申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 別に定める関係書類

(変更の決定)

第9条 町長は、補助事業の変更を決定したときは、補助金の事業計画の変更について（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、実績報告書（様式第6号）に次に掲げる関係書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助

金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。

- (1) 除却事業に係る領収書の写し
 - (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定による建築物除却届又は建築工事届の写し
 - (3) 除却事業の除却中及び除却完了後の写真（2方向以上）
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- （交付の確定）

第11条 町長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付について（確定）（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金を請求しようとするときは、補助金の交付について（確定）を受領した日から起算して10日を経過した日までに、請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

| 補助対象 | 補助金の額 |
|------|--|
| 除却事業 | 1棟につき、除却事業に要する経費に100分の23を乗じて得た額と40万円とを比較していずれか少ない額 |